

四万十町ケーブルネットワーク条例及び同条例施行規則の一部改正に関する意見募集について

四万十町では、平成 20 年よりテレビ放送のほか、行政情報や緊急情報の提供、インターネットサービスの展開など、町の重要な情報通信基盤としての位置づけで四万十町ケーブルネットワークを整備し、公設公営のケーブルテレビ事業を続けています。

しかし、運営開始から 15 年以上が経過し、管理運営における事務の省力化や合理化が図られた結果、条例等の規定と運営状況の現状に不整合が生じてきたこと、また近年の大容量高速インターネット通信の需要拡大など、インターネットを取り巻く情勢も大きく変化しています。

それらに対応するべく、この度「四万十町ケーブルネットワーク条例」及び「四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則」の一部を改正しますので、町民の皆さまからのご意見を募集します。

記

1 意見募集案件

『四万十町ケーブルネットワーク条例及び同条例施行規則の一部改正に関する意見募集について』

2 意見募集期間

令和 7 年 10 月 10 日（金）～令和 7 年 11 月 4 日（火）

3 資料の閲覧方法

(1) 閲覧所での閲覧

①本庁西庁舎 1 階閲覧所 ②大正地域振興局 1 階閲覧所 ③十和地域振興局 1 階閲覧所

④興津出張所閲覧所

(2) 町ホームページでの閲覧（本ページ内に閲覧資料を掲載）

4 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 電子メールの場合

103010@town.shimanto.lg.jp 宛てに送信

(3) 郵送の場合（送料はご負担願います。）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号 四万十町役場 企画課 宛

(4) F A X の場合

0880-22-3123

(5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎 3 階 企画課へお越しください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、上記のいずれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。）

5 注意事項

(1) 募集する意見は、変更箇所に関するものに限ります。

(2) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご了承ください。

(3) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

(4) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

6 お問い合わせ先

四万十町役場 企画課 広報情報係（担当：住吉） 電 話 0880-22-3124